

(写)
28 西 監 第 140 号
平成 28 年 12 月 28 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿
西 東 京 市 議 会 議 長 稲 垣 裕 二 殿
J N S 共 同 事 業 体
株 式 会 社 J T B コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン デ ザ イ ン
代 表 取 締 役 社 長 細 野 顕 宏 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇
西 東 京 市 監 査 委 員 小 幡 勝 己

平成 28 年度指定管理者監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象施設及び所管部課

1 公の施設 西東京市保谷こもれびホール

2 指定管理者 JNS共同事業体

（代表団体）株式会社JTBコミュニケーションデザイン

（その他構成団体）野村不動産パートナーズ株式会社

株式会社シグマコミュニケーションズ

3 所管部課 生活文化スポーツ部文化振興課

第3 監査の範囲

平成27年度に係る公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行

第4 監査の期間

平成28年8月2日から平成28年12月22日まで

第5 監査の方法

この監査の実施に当たり、公の施設の管理に係る委託事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第6 監査の着眼点

1 指定管理者

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行なわれているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行なわれているか。

- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励を努めているか。

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

- (1) 名 称：西東京市保谷こもれびホール
- (2) 所 在 地：西東京市中町一丁目5番1号
- (3) 施設等の概要
 - ア 建物概要
建築面積：3,772.54 m²、延床面積：6,433.81 m²
 - イ 施設概要
 - 1階：メインホール、楽屋、楽屋ロビー、リハーサル室、エントランス、カフェラウンジ、会議室、管理事務室
 - 3階：小ホール、楽屋、AVルーム、音楽練習室、展示ブース、展示コーナー
 - 地下1階：電気室、機械室
- (4) 開館時間：午前9時から午後10時まで
- (5) 休館日：12月29日から1月3日まで。ただし、設備点検等のため臨時休館日あり。

2 選定経過

今期の指定管理者については、平成23年度に指定管理者更新のための公募を行い、平成24年第1回市議会定例会においてJNS共同事業体の代表企業である株式会社JTBコミュニケーションズ（平成28年4月1日に、社名を株式会社JTBコミュニケーションデザインに変更）を指定することが議決された。

なお、市と指定管理者の間では、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を期間とする基本協定を締結している。

3 指定管理者の概要（平成28年3月31日現在）

- (1) 指定管理者名 JNS共同事業体
 - (代表団体) 株式会社JTBコミュニケーションズ
 - (その他構成団体) 野村不動産パートナーズ株式会社
株式会社シグマコミュニケーションズ
- (2) 指定管理の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間
- (3) 職員の配置
 - 株式会社JTBコミュニケーションズ
施設統括責任者1人、施設統括副責任者1人、広報・宣伝・事業担当3人、事務局・窓口スタッフ7人、総務・経理担当1人
 - 野村不動産パートナーズ株式会社
維持管理責任者1人、常駐管理職員2人

株式会社シグマコミュニケーションズ

技術担当（技術チーフ、舞台、音響、照明） 7人

(4) 指定管理者が行う業務

- ア 音楽、演劇等の芸術・文化の振興に関する業務
- イ 市民の芸術・文化活動の奨励・普及に関する業務
- ウ 芸術・文化活動を行う団体等の育成に関する業務
- エ 管理物件の利用に関する業務
- オ 管理物件の維持管理に関する業務
- カ 管理物件の開館時間及び休館日の変更等に関する事。
- キ 管理物件の使用の許可に関する事。
- ク 管理物件への特別の設備等の設置及び変更並びに器具等の持込みの許可に関する事。
- ケ 利用料金の收受、減額、免除及び還付に関する事。

4 指定管理料

- (1) 指定期間指定管理料上限額 848,573,892円
- (2) 平成27年度指定管理料 170,165,223円

5 平成27年度の収支状況

平成27年度の収入実績額は261,333,856円であり、このうち指定管理料は、170,165,223円である。支出実績額は256,196,591円であり、収支差引額は5,137,265円の黒字となっており2,568,633円の利益還元が生じている。

第8 監査の結果

公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に処理されていた。

1 個別的指摘事項

特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査では特に指摘事項もなく、またJNS共同事業体が運営に携わり3年目にして利益還元金を上げたことは、所管課である文化振興課と連携して事業運営の改善に取り組んだ成果と言え、評価するものである。

今後とも収支の健全性の確保に努め、利用者にとって質の高いサービスの提供が行えるよう望むものである。